

○ 常岡病院 施設基準詳細

■ 地域包括ケア病棟入院料 1 (看護職員配置加算)

入院患者 13 人に対して 1 人以上の看護職員が勤務しています。看護職員の 70% 以上が(正)看護師です。地域で暮らし続けたいという方が一時的に入院していただく病棟です

1 日に 6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯ごとの配置は

- ・ 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 7 人以内です。
- ・ 夕方 17 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 13 人以内です。

■ 療養病棟入院料 1 (在宅復帰機能強化加算・経腸栄養管理加算)

入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護職員が勤務しています。看護職員の 20% 以上が（正）看護師です。また、1 病室当たり 6.4 m²以上、食堂談話室を有し、長期療養に適した病棟です。

2 階療養病棟（51 床）は 1 日に 8 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）・看護補助者が勤務しています。

時間帯ごとの配置は

- ・ 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 9 人以内です。
- ・ 夕方 17 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 26 人以内です。
- ・ 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち人数は 9 人以内です。

- ・夕方 17 時～朝 9 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち人数は 51 人以内です。

3 階療養病棟（27 床）は 1 日に 5 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）・看護補助者が勤務しています。

時間帯ごとの配置は

- ・朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 7 人以内です。
- ・夕方 17 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち人数は 7 人以内です。
- ・朝 9 時～夕方 17 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち人数は 7 人以内です。
- ・夕方 17 時～朝 9 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち人数は 27 人以内です。

■ 療養病棟療養環境改善加算 1

長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、人員を有しています。

■ 感染対策向上加算 3(連携強化加算)

感染防止対策チームを設置しており、連携病院に赴いて相互に感染防止対策に係る評価、カンファレンスを年 4 回以上実施しています。

■ 認知症ケア加算 3

■ 入退院支援加算 1 (入院時支援加算・総合機能評価加算)

入退院支援にかかる業務に関する十分な経験を有する看護師、社会福祉士が配置されています。

■ 診療録管理体制加算 2

■ データ提出加算 1、3

■ 患者サポート体制充実加算

■ 薬剤管理指導料

■ がん性疼痛緩和指導管理

■ がん治療連携指導料

■ ニコチン依存症管理料（禁煙外来）

- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価
- 脳血管疾患等リハビリテーション（Ⅱ）
- 呼吸器リハビリテーション（Ⅰ）
- 運動器リハビリテーション（Ⅰ）
- 集団コミュニケーション療法料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料 59
- 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- CT 撮影及び MRI 撮影
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料注 2（持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算）
- 口腔管理連携加算（連携先：臼井歯科医院 山口歯科医院 辻歯科医院）
- 電子的診療情報連携体制整備加算 2（外来・入院）

オンライン請求を行っております。

医師等が診療を実施する診療室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療の提供に取り組んでいます。

電子処方箋については、導入予定です。

■ 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そう

することで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

■ 入院時食事療養・生活療養（Ⅰ）

医師の発行する食事箋に基づき管理栄養士が管理する食事を適時、適温で提供し、十分な栄養指導を行っています。

■ 酸素の購入単価

■ 救急患者連携搬送料 2